

審査基準表
(地域包括ケア人材育成事業業務委託)

審査項目		審査内容	5段階評価	配点
1	事業の趣旨等への理解	事業の趣旨や目的を十分に理解した提案となっているか。	／5 × 3	15
2	業務遂行能力	提案内容を確実に履行可能な組織体制であるか。	／5 × 1	5
		事業を実施するにあたり、必要な知見があるか。 ・地域包括ケアシステムに関する研修等を開催した実績があるか。	／5 × 2	10
3	事業の企画・運営	【生活支援コーディネーター等を対象とした研修】 参加者同士の交流が図られるような研修内容となっているか。	／5 × 3	15
		【認知症地域支援推進員、認知症初期集中支援チーム員、チームオレンジコーディネーター等を対象とした研修】 認知症施策に見識のある講師を選定し、好事例の紹介を含めた内容となっているか。	／5 × 3	15
		【在宅医療・介護連携推進事業に関する研修】 市町村と関係機関（都市医師会や保健所等）の連携強化に繋がる企画になっているか。	／5 × 3	15
4	スケジュール	計画的な業務スケジュールとなっているか。	／5 × 2	10
5	事業経費	必要な経費が適切に積算、計上されているか。	／5 × 2	10
		提案価格に優位性はあるか。 5点×（全提案者のうち最低提案額／本提案者の提案額） ※「全提案者のうち最低提案額／本提案者の提案額」は小数点以下切り捨て	／5 × 1	5
合計				100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である490点（満点700点×7割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案